

広野火力発電所における 石綿を含有する保温材の不適切な処理について

<概要>

(発生状況)

- ・ 広野火力発電所の配管の保温材取替工事において、当社社員が配管の保温材に石綿が含有していないものと思い込み、石綿を含有している配管の保温材計 771m³を、一般の産業廃棄物として処理していたことを確認しました。

(安全性・外部への影響)

- ・ 既に廃棄した保温材については、熔融などの処理をしていることから、生活環境への影響が無いことを確認しています。

(今後の対応)

- ・ 今後、石綿が含有している可能性のある箇所の工事を実施する前には、石綿含有の有無を必ず確認することを関係者に再度周知するなどして、再発防止に努めてまいります。

1. 発生状況

当社広野火力発電所（福島県双葉郡広野町大字下北迫字二ツ沼 58）は、平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震における津波の被害を受け、海水によって一部の配管が腐食するおそれがあったことから、平成 23 年 10 月、および平成 24 年 11 月に燃料貯蔵設備の配管の保温材を、平成 25 年 3 月に 1 号タービン建屋内の蒸気配管の保温材の取替作業を実施しました。

取替作業にあたっては、広野火力発電所内の石綿の含有状況を記載した管理簿を用いて石綿の有無を確認することになっていますが、当該工事担当箇所が事務所の被災により管理簿が紛失したと認識し、管理簿を確認しないまま、取替対象の配管の保温材には、いずれも石綿が含有していないものと思い込み、一般の産業廃棄物として処理していました。

その後、別の工事担当箇所にて管理簿が保管されていたことがわかり、当該保温材が「石綿含有あり」と記載されていたことから、過去の作業に遡って確認した結果、一般の産業廃棄物として処理していたことが判明しました。

このため、当該保温材が設置されていた近傍の保温材をサンプルとして石綿の含有について詳細検査を行ったところ、本日、4.4%の石綿が含有されていたことが確認されたことから、当時、一般の産業廃棄物として処理した当該保温材計 771 m³について、石綿が含有されていると判断しました。

2. 安全性・外部への影響

既に廃棄した保温材については、熔融などの処理をしていることから、生活環境への影響が無いことを確認しています。

3. 今後の対応

当社火力発電所で保温材等、石綿が含有している可能性のある箇所の工事を実施する前には、石綿の含有状況を記載した管理簿等での確認や施工箇所の保温材の分析等を行い、石綿含有の有無を必ず確認することとしておりますが、改めて関係者に周知するなどして、再発防止に努めてまいります。

当社は、石綿が含まれている保温材を一般の産業廃棄物として処理したことについて、広く社会の皆さまにご心配をおかけし、心よりお詫び申し上げます。

以 上